令和９年度

幼保連携型
公立認定こども園入園のご案内



岡崎市

目　次

認定こども園とは　・・・・・・・・・・・・・・・・　2
認定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
＜参考＞クラス年齢早見表（令和９年度）　・・・　2
岡崎市の幼保連携型公立認定こども園　・・・・・　3

１号認定を希望される方へ

1.　入園の基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
2.　申込みの手続きから入園の承諾まで　・・・・　4-5
3.　教育時間・休業日　・・・・・・・・・・・・・　5
4.　入園当初の園生活　・・・・・・・・・・・・・　5
5.　一時預かり保育　・・・・・・・・・・・・・・　6
6.　利用者負担額　・・・・・・・・・・・・・・・　6
7.　給食　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
8.　入園後の手続き　・・・・・・・・・・・・・・　7

２号認定を希望される方へ

1.　保育が必要な事由　・・・・・・・・・・・・・　8
2.　申込みから入園の承諾まで　・・・・・・・・・　9-11
3.　入園申込みに必要な書類　・・・・・・・・・・　12-13
4.　保育必要量に応じた区分　・・・・・・・・・・　13
5.　保育時間・休園日　・・・・・・・・・・・・・　13
6.　入園当初の保育時間　・・・・・・・・・・・・　14
7.　土曜日の保育　・・・・・・・・・・・・・・・　14
8.　給食　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
9.　利用者負担額　・・・・・・・・・・・・・・・　14-15
10.　入園後の手続き　・・・・・・・・・・・・・・　16

子育て支援センターのご案内・・・・・・・・・・・　17

岡崎市保育課ホームページ

入園申込受付に変更等が生じる場合は市ホームページでお知らせしますので、最新情報を必ず市ホームページでご確認ください。

■認定こども園とは

認定こども園とは、学校教育の一環として位置づけられている**幼稚園の機能**と、保護者が仕事をしていたり病気にかかっていたりなどの理由で、保育が必要な場合に保護者に代わって保育をする**保育園の機能**を**併せ持つ施設**です。認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず入園することができ、**教育・保育を一体的に実施**します。

申込みをされるかたは、このパンフレットをよくご覧になって手続きをしてください。

■認定について

こども園の利用には、教育・保育が必要な事由に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども
１号認定 （教育標準時間認定）	３歳児以上（※）の未就学児（２号認定は除く）で、保育を必要としない子ども
２号認定 （保育認定）	３歳児以上（※）で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども（保育が必要な事由：Ｐ８を参照）

※ 岡崎市の公立幼保連携型認定こども園は、４月１日現在満３歳以上であるお子さんが入園できます。

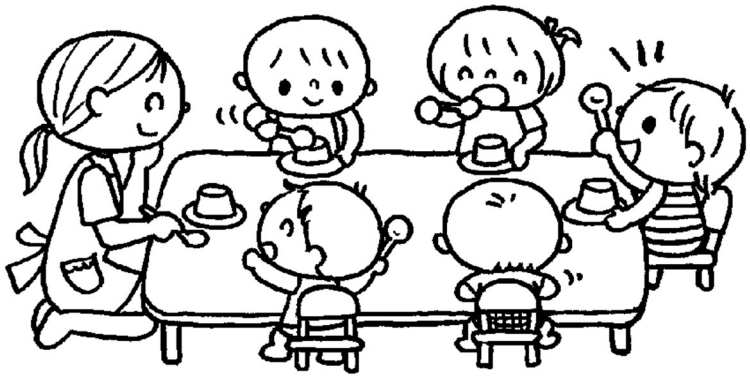
＜参考＞クラス年齢早見表（令和９年度）

クラス年齢	クラス	子どもの生年月日
３歳児	年少	令和５年４月２日生まれ　～　令和６年４月１日生まれ
４歳児	年中	令和４年４月２日生まれ　～　令和５年４月１日生まれ
５歳児	年長	令和３年４月２日生まれ　～　令和４年４月１日生まれ

■岡崎市の公立幼保連携型認定こども園

園　名	所 在 地	電話番号	定　　員	
梅園こども園	梅園町字２丁目６番地１	２２－０４６９	１８０名	１号：１２０名 ２号：　６０名
広幡こども園	広幡町１１番地４	２１－３７２３	１８０名	１号：１２０名 ２号：　６０名
矢作こども園	矢作町字西河原４９番地	３１－３５３６	１６０名	１号：１１０名 ２号：　５０名





１号認定を希望される方へ

１．　入園の基準

　入園日時点で岡崎市にお住まいで住民登録がある３歳以上のかた（申込時点で市外在住のかたは入園日時点の岡崎市内の住所が確定しているなど、岡崎市内に住所を有する予定が明らかな場合のみ申込可）

２．　申込みの手続きから入園の承諾まで

▸４月１日新規入園

・原則、**電子での申込み**となります。※電子申請ができない場合（Ｐ５）

入園申込
申込期間：令和８年９月１６日（水）午前１０時 ～ 令和８年９月２５日（金）午後４時

・申込みのフォームは、市ホームページに掲載します（右ＱＲコードから）。
・申込みできるのは１園のみです。
・事前に準備していただく書類はありません。
・申込期間外での申請は受付できません。

（市ホームページ）

↓

抽選・内定（10月中旬頃）

・各こども園の定員を超過した場合に抽選を行い、入園者を内定します。
・抽選有無など詳細の案内については、10 月上旬頃、市ホームページでご案内します。

↓

結果通知（10月中旬～11月中旬頃）

・抽選があった場合は 10 月中旬頃、抽選がなかった場合は11月中旬頃に結果通知を送付します。
・入園予定となったかたは、面接の予約（LINE）を行っていただきます。

↓

面接（11月下旬～12月中旬頃）

・各園で面接を行いますので、必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。

面接時の持ち物

・児童の健康状況等調査票（※）・同居家族全員のマイナンバーがわかるもの ・母子健康手帳

（※）・面接予約の案内通知に同封されています。面接時までに、記入をしたうえで持参してください。
　　・市のホームページからもダウンロードできます。

↓

入園決定（2月上旬頃）

・入園が決定したかたには、市から園を通じて「支給認定証」、「入園承諾書」を交付します。

1号認定

＜電子での申込みができない場合＞

・希望する園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を申込期間中に第一希望園に提出してください。
① 保育園・認定こども園等入園申込書
② 教育・保育給付認定申請書
・提出される際は、同居家族のマイナンバーの確認を行いますので、同居家族全員のマイナンバーがわかるものを持参してください。
・配布及び申込みの受付期間は、平日午前１０時から午後４時、土曜午前１０時から１２時です。土曜を希望する場合は受付可能時間を事前に園へ確認してください。

＜収入･税額の確認ができる資料＞

以下の(1)～(3)に当てはまる場合､収入･税額の確認ができる資料を面接時に提出してください(いずれの場合にも該当しないかたは提出不要です)。

(1)令和８年１月１日現在の住所が国外のかた
令和7年分自己申述書を提出してください(様式は各園でお渡しします)。

(2)令和９年１月１日現在の住所が国外のかた
令和8年分自己申述書を提出してください(様式は各園でお渡しします)。

(3)認定(変更)交付申請書にマイナンバーの記入がないかた
所得(課税)証明書等の税資料を提出してください。

▸年度途中の申込み

随時こども園にお問合わせください。

３． 教育時間・休業日

教育時間：午前８時４５分～午後２時３０分

休　業　日：(１)土曜日・日曜日・祝日
(２)学年始め（４月１日～入園式の前日）
(３)夏季休業期間
(４)冬季休業期間
(５)学年末（修了式（年長は卒園式）の翌日～３１日）

４． 入園当初の園生活

初めて集団生活を経験されるため生活環境の変化から疲労を感じるお子さんもいます。入園当初はお子さんがこども園に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます。）がありますのでご了承ください。

1号認定

5. 一時預かり保育

・通常期（休業日以外）と夏季休業時（上記休業日の(３)の期間）の月曜日から金曜日に、保護者のゆとりある子育てのサポートとして実施します。希望者は事前申請により利用できます。

・最大利用日数は１０日／月です。

・利用されるかたは、事前申請のうえ、ご利用月の翌月に徴収となります。

期間	預かり時間	料金	食費
通 常 期	午後２時３０分～午後４時	４００円／回	５５円（おやつ）
夏季休業時	午前８時４５分～午後４時	８００円／回	３３０円（給食・おやつ）

・令和８年８月時点の利用者負担額です。食費については、実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。

6. 利用者負担額

・すべてのお子さんを対象として保育料は無償です。

・給食費は無償化の対象外となり、１号認定は４，５２０円/月です。

・給食費のうち主食費（ごはん・パン等）を除く副食費（おかず代）は次表のとおり免除になる場合があります。

※ ８月分は徴収しません。

階層区分	小学校3年生までの子どもの中で	
	第1･2子	第3子以降
市町村民税の所得割額が77,101未満の世帯	720円／月 （主食費:720円／副食費:免除）	
市町村民税の所得割額が77,101以上の世帯	4,520円／月 （主食費:720円／副食費:3,800円）	

・令和８年８月時点の利用者負担額です。給食費については、実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。

※ 令和９年４月～８月は令和８年度、令和９年９月～令和１０年３月は令和９年度の市町村民税額で決定します。修正申告等がありましたら、早めにご申告ください。

※ 市町村民税額は配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等をする前の額となります。

※ 市町村民税の所得割額については５月・６月頃に市町村が送付（特別徴収のかたは職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書又は課税証明書（控除額の記載があるもの）でご確認いただけます。修正申告等された場合は最新のものでご確認ください。市民税が課税されていないかた、未申告のかたは通知がありません。

その他

・こども園ごとに教材費等の実費が必要となる場合があります。

納入

・ 給食費は毎月末日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に原則口座振替により納入していただきます。

・ 給食費等を滞納されると退園していただく場合があります。

1号認定

7. 給食

・こども園では、外部搬入による給食を提供します。
・食物アレルギーで除去が必要な場合は、家庭から弁当を持参していただくことがあります。

8. 入園後の手続き

次の事項に該当する場合は、速やかにこども園へ届出をしてください（各種様式はこども園にあります。届出により副食費が減免になる場合は、書類提出後翌月から変更となります。届出されない場合、副食費を遡って免除することはできません)。

具体的な手続き例	
市内で転居した場合	「教育・保育給付認定変更申請書」を提出(住所変更)してください。
市外に転出した場合	こども園を退園となりますので「保育園又は認定こども園退園・入園申込辞退届」を提出してください。
家庭状況に変更があった場合 (出産・死亡・結婚・離婚等)	「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。 ※別途書類の提出が必要になる場合があります。
一時預かり保育料・給食費の口座振替納付の開始・中止・口座変更をする場合	「岡崎市口座振替届」を園で受け取り、金融機関へ提出してください。 ※開始には1・2か月かかる場合があります。
市町村民税の修正申告等により税額が変更した場合	副食費が変更になる場合がありますので、保育課に申し出てください。 (変更は申し出があった翌月から)。
2号認定に切替えをする場合	「教育・保育給付認定変更申請書」及び保育が必要な事由を証明する書類を提出してください。



２号認定を希望される方へ

１．保育が必要な事由

２号認定でこども園へ入園できるのは、次の①と②の両方を満たすかたです。

① 入園日時点で岡崎市にお住まいで住民登録があるかた（申込時点で市外在住のかたは入園日時点の岡崎市内の住所が確定しているなど、岡崎市内に住所を有する予定が明らかな場合のみ申込可）

② 保護者が仕事や病気等の理由で保育が必要な事由を満たすかた

事由	具体的な保護者の状況	承諾期間
就労	毎月60時間以上（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）自宅内外で労働することを常態としている場合。 ※内職は、収入要件（毎月30,000円以上）があります ※農業は、年間を通じて農作業があり農業としての収入があることが必要です。	入園の承諾開始日から子どもの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間（有期雇用の場合、雇用期間の開始日が属する月の初日以降から終了日が属する月の末日まで）
産前産後	母親が出産前後である場合	出産予定日の8週間（多胎児の場合は14週間）前の属する月の初日以降から出産日の8週間後の属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	保護者が病気、けが又は心身に障がいがあり、常に保育ができない場合	入園の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている期間（期間の記載がない場合は10月末日まで）で、最長1年
同居親族等の介護・看護	疾病又は心身に障がいを有する同居家族等があり、保護者が常時（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）介護又は看護にあたっている場合 ※病院への送迎等では入園できません。	
災害復旧	災害（火災、風水害、震災等）の復旧にあたっている場合	入園の承諾開始日から左の状態が継続すると見込まれる期間
就学	学校教育法に基づく大学、専修学校、各種学校等に就学することを常態としていること、又は職業能力開発促進法に基づく職業訓練等を受けていること（目安：毎月15日以上かつ毎日4時間以上）	入園の承諾開始日から在学証明書等に記載されている期間（1年ごとに更新）
保護者の育児休業	育児休業取得時にこども園を利用しており、継続して保育が必要な場合、又は小学校就学までに育児休業復帰をし、保育が必要となる場合 ※育児休業とは、「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第 76 号）その他 の育児休業に関する法律の規定による育児休業」をいいます。	勤務先から交付された育児休業の通知に記載されている期間の前月末日（育児休業終了日が末日の場合は当月末日）まで
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念している場合	入園の承諾開始日から3か月以内（産前産後、就学、育児休業後は1か月以内）で左の状態が継続すると見込まれる期間 ※求職活動を事由として同一年度内に入園できるのは3か月が上限となります。

※「下の子に手がかかるため」、「来年小学校へ就学するため」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身につけるため」、「友達がいないため」というような理由は１号認定での入園の対象となります。

2号認定

2．申込みから入園の承諾まで

▸4月1日新規入園　1次申込み

入園申込
申込期間：令和8年9月16日(水)午前10時 ～ 令和8年9月25日(金)午後4時

・原則、**電子での申込み**となります(市ホームページから)。 電子申請ができない場合は、入園申込みに必要な書類を、申込期間中に第一希望園に提出してください。
・求職活動を事由とする1次申込みはできません(例外等は市ホームページ参照)。
・申込期間外での申請は受付できません。

↓

選考・入園調整 （10月上旬～11月中旬）

・保育所利用調整基準(市ホームページ参照)により、保育が必要な状況を総合的に判断します。
・各園・クラスの選考有無は10月中旬に市ホームページで公表予定です。

↓

選考結果通知 （11月中旬頃）

・入園予定となったかたは、面接の予約(LINE)を行っていただきます。

↓

面接 （11月下旬～12月中旬）

・入園予定となった園で面接を行います。必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。

↓

入園決定 （2月上旬頃）

・入園が決定した場合、市から園を通じて「支給認定証」、「入園承諾書」を交付します。

▸お申込み前に(必ずご確認ください)

4月1日新規入園1次申込みについて、市ホームページに申込み手続きや注意事項等の詳細を掲載しています。
お申込み前に必ずご確認ください。

岡崎市トップページ ＞ 子育て・教育 ＞教育・保育サービス
＞ 岡崎市内の保育所・保育サービス ＞ 令和9年度保育園等の4月1日入園

▸4月1日新規入園　2次申込み

入園申込
申込期間:1月初旬～中旬

・原則、**電子での申込み**となります(市ホームページから)。 電子申請ができない場合は、入園申込みに必要な書類を、申込期間中に第一希望園に提出してください。
・申込期間外での申請は受付できません。

↓

選考・入園調整 （1月末～2月初旬）

・保育所利用調整基準(市ホームページ参照)により、保育が必要な状況を総合的に判断します。

↓

選考結果通知 （2月上旬頃）

・入園予定となったかたは、面接の予約(電話)を行っていただきます。

↓

面接 （2月中旬）

・入園予定となった園で面接を行います。必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。

↓

入園決定 （3月上旬頃）

・入園が決定した場合、市から園を通じて「支給認定証」、「入園承諾書」を交付します。

▸お申込み前に(必ずご確認ください)

4月1日新規入園2次申込みについて、市ホームページに申込み手続きや注意事項等の詳細を掲載します。お申込み前に必ずご確認ください。

岡崎市トップページ ＞ 子育て・教育 ＞教育・保育サービス
＞ 岡崎市内の保育所・保育サービス ＞ 令和9年度保育園等の4月1日入園

2号認定

▸年度途中入園の申込み

入園申込
申込期間：入園希望月の前々月の初旬～中旬

・原則、**電子での申込み**となります（市ホームページから）。電子申請ができない場合は、入園申込みに必要な書類を、申込期間中に第一希望園に提出してください。
・申込期間外での申請は受付できません。

↓

選考・入園調整

・保育所利用調整基準（市ホームページ参照）により、保育が必要な状況を総合的に判断します。

↓

選考結果通知 （入園前月初旬頃）

・入園予定となったかたは、面接の予約（電話）を行っていただきます。

↓

面接 （入園前月中旬まで）

・入園予定となった園で面接を行います。必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。
・期日までに面接が実施できない場合は、入園予定が取消しとなります。

↓

入園決定

・入園が決定した場合、入園前月25日頃に「支給認定証」、「入園承諾書」を交付します。

▸お申込み前に（必ずご確認ください）

年度途中入園の申込みについて、市ホームページに申込み手続きや注意事項等の詳細を掲載しています。
お申込み前に必ずご確認ください。

岡崎市トップページ ＞ 子育て・教育 ＞教育・保育サービス
＞ 岡崎市内の保育所・保育サービス
＞ 令和8年度／令和9年度保育園等の途中入園

2号認定

３．入園申込みに必要な書類

４月１日入園と年度途中入園で、申込時に必要な書類や提出時期が異なります。必要書類がすべて揃っていない場合は申込みできません。電子申請ができない場合は、希望する園に以下の書類を取りに行くか、市ホームページからダウンロードし、すべての書類を申込期間中に第一希望園に提出してください。

	電子申請	電子申請ができない場合
保育園・認定こども園等 入園申込書	申込フォームに入力	園に提出
教育・保育給付認定申請書		
意向調査票		
児童の健康状況等調査票	面接時に園に提出	面接時に園に提出
各種証明書類（下表参照）	申込フォームにデータ添付	園に提出

保育を必要とする事由		証　明　書　類
就労	外勤	就労証明書（※）
	法人の代表者	就労証明書と直近の源泉徴収票の写し （設立から１年未満で源泉徴収票がない場合は法人の設立届出書の写し）
	個人事業主	就労証明書と直近の確定申告書第１表第２表の写し （開業後１年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し）
	専従者	就労証明書と事業主の直近の確定申告書第１表第２表の写し （届出後１年未満で確定申告に記載がない場合、青色事業専従者給与に関する届出書の写し）
	親族の事業に従事	就労証明書と直近の給与明細の写し（事業所名の記入があるもの）
	内職	就労証明書と直近３か月分の給与明細の写し
	農業	就労証明書と直近の確定申告書第１表第２表の写し （開業後１年未満で確定申告をしていない場合は開業届の写し）
産前産後		就労外申立書 （提出の際、母子健康手帳又は出産（予定）証明書の提示が必要です）
保護者の疾病・障がい		就労外申立書と医師等の作成した、家庭での保育ができない旨の書かれた診断書等 （内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。）
同居親族等の介護・看護		就労外申立書と医師等の作成した、常時介護・看護が必要な旨の書かれた診断書等 （内容によっては入園基準に合わず、入園できない場合があります。）
就学		就労外申立書と在学証明書とカリキュラム等
保護者の育児休業		就労証明書、もしくは会社が発行した育児休業の通知の写し
災害復旧		就労外申立書と罹災（りさい）証明書
求職活動		求職活動申立書

	有効となる証明書類の証明日
１次申込（４月１日新規入園）	令和8年8月1日以降のもの
２次申込（４月１日新規入園）	令和8年11月1日以降のもの
年度途中入園申込	入園申込月の初日から3か月以内のもの

（※）・申込後入園月の末日までに転職することを予定されているかたは、現在の職場の就労証明書に加え、退職（予定）証明書と転職先の就労証明書を提出してください。

・申込時に未就労であり、内定の場合は、内定先の就労証明書を提出してください。

2号認定

＜収入・税額の確認できる資料＞

以下の(1)～(3)に当てはまる場合は、収入・税額の確認ができる資料を面接時に提出してください(いずれの場合にも該当しないかたは提出不要です)。

（１）令和８年１月１日現在の住所が国外のかた
令和７年分自己申述書を提出してください(様式は各園でお渡しします)。

（２）令和９年１月１日現在の住所が国外のかた
令和８年分自己申述書を提出してください(様式は各園でお渡しします)。

（３）認定(変更)交付申請書にマイナンバーの記入がないかた
所得(課税)証明書等の税資料を提出してください。

４．保育必要量に応じた区分

・２号認定を受けるかたは、保育の必要量によって「保育短時間（主にパートタイムの就労などを想定した８時間以内の利用)」と「保育標準時間（主にフルタイムの就労などを想定した１１時間(岡崎市の認定こども園は９．５時間)以内の利用)」に区分されます。

認定区分		就労・従事時間
２号	保育短時間	１月において１２０時間未満（下限時間６０時間）
	保育標準時間	１月において１２０時間以上

５．保育時間・休園日

保育必要量によって保育時間が異なります。

保育時間	保育短時間	午前８時～午後４時（平日）
		午前８時～１２時３０分（土曜日）
	保育標準時間	午前８時～午後５時３０分（平日）
		午前８時～１２時３０分（土曜日）

※ クラスを主体とした活動は、午前９時～午後２時３０分（３歳児クラスは午後２時まで）です。

※ **実際の保育利用時間については、上記保育時間の範囲内で、就労時間等、保育が必要な時間に応じて、決定させていただきます。**

※ 標準時間認定の場合でも原則的な保育時間は午後４時までとなり、必要な日に午後５時３０分まで利用できるものになります。

※ 保育が必要な事由が育児休業、求職活動の場合は、午前８時～午後４時のみ利用できます。

＜休園日＞

（１） 国民の祝日に関する法律に定める休日

（２） 日曜日

（３） １月２日・３日、１２月２９日から３１日まで

2号認定

６．入園当初の保育時間

・初めて集団保育を経験されるため、生活環境の変化から疲労を感じるお子さんもいます。入園当初は相談のうえ、お子さんが園に慣れるため、短い保育時間から始めること（「ならし保育」といいます。）がありますのでご了承ください。

７．土曜日の保育

・土曜日は職員交替の勤務体制で園を開いていますが、ご両親のどちらかが土曜日が休日の職場に勤務されている等、家庭での保育が可能な場合はご協力をお願いします。

８．給食

・園では、外部搬入による給食を提供します。
・食物アレルギーで除去が必要な場合は、家庭から弁当を持参していただくことがあります。

９．利用者負担額

保育料

・３～５歳児のすべてのお子さんを対象として保育料は無償です。

延長保育料

・保護者の勤務形態や恒常的な残業等やむを得ない事情のため、さらに保育時間の延長が必要なお子さんに対して、有料で延長保育を実施しています。就労証明書等がない場合は利用できません。延長保育の利用を希望されるかたは、こども園へ詳細をお問合せください。

※ 延長保育（午後４時～午後５時３０分）の対象となるかたは、２号保育短時間認定のかたのみです。利用されるかたは、延長保育料がかかります（市町村民税非課税世帯は延長保育料を徴収しません）。

延長Ａコース	午後４時～午後５時３０分（平日のみ）	２，０００円／月額

2号認定

給食費

給食費は無償化の対象外となり、２号認定は６，０６０円/月です。
ただし、給食費のうち主食費（ごはん・パン等）を除く副食費（２号はおかず代とおやつ代は次表のとおり免除になる場合があります。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">階層区分</th><th colspan="2">小学校就学前子どもの中で</th></tr>
<tr><th>第1･2子</th><th>第3子以降</th></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税の所得割額が
64，000円未満の世帯</td><td colspan="2" rowspan="2">800円/月
（主食費：800円、副食費:免除）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">64，000円～
83，000円
未満の世帯</td><td>保護者がひとり親手当受給、
または障がい者のいる世帯</td></tr>
<tr><td>上記以外の世帯</td><td rowspan="2">6,060円/月
（主食費：800円、
副食費：5,260円）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税の所得割額が
83，000円以上の世帯</td></tr>
</table>

・令和８年８月時点の利用者負担額です。給食費については、実費を徴収する関係上、金額を変更することがあります。

※ 令和９年４月～８月は令和８年度、令和９年９月～令和１０年３月は令和９年度の市町村民税額で決定します。修正申告等がありましたら、早めにご申告ください。

※ 市町村民税額は配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等をする前の額となります。

※ 市町村民税の所得割額については５月・６月頃に市町村が送付（特別徴収のかたは職場を通じて配布）する市民税・県民税の決定通知書又は課税証明書（控除額の記載があるもの）でご確認いただけます。修正申告等された場合は、最新のものでご確認ください。市町村民税が課税されていないかた、未申告のかたは通知がありません。

その他

・こども園ごとに教材費等の実費が必要となる場合があります。

納入

・ 延長保育料･給食費は毎月末日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に原則口座振替により納入していただきます。
・ 延長保育料･給食費を滞納されると退園していただく場合があります。

10. 入園後の手続き

現況届の提出

保育が必要な事由に引き続き該当していることを確認するために、年に１回（１０月～１１月）こども園への入園理由を証する書類（就労証明書、診断書等）を提出していただきます。

変更届など

次に該当する場合は、速やかにこども園へ届出をしてください（各種様式はこども園にあります。届出により副食費が免除になる場合は、書類提出後、翌月からの変更となります。届出されない場合、副食費を遡って免除することはできません）。

具体的な手続き例	
家庭で保育が可能となった場合	１号認定になる場合:「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。 こども園を退園する場合:「保育園又は認定こども園退園・入園申込辞退届」を提出してください。
仕事を辞めた場合	認定変更又はこども園を退園となります。「教育・保育給付認定申請書」又は「保育園又は認定こども園退園・入園申込辞退届を提出してください。
市内で転居した場合	「教育・保育給付認定申請書」を提出(住所変更)してください。
市外に転出した場合	こども園を退園となりますので「保育園又は認定こども園退園・入園申込辞退届」を提出してください。
家庭状況に変更があった場合 (出産・死亡・結婚・離婚・保護者がひとり親手当受給・在宅障がい者がいる世帯となった(でなくなった))	「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。 ※別途書類の提出が必要になる場合があります。
延長保育料、給食費の口座振替納付の開始・口座変更をする場合	「岡崎市口座振替届」を園で受け取り、金融機関へ提出してください。開始には1・2か月かかる場合があります。
市町村民税の修正申告等により税額が変更した場合	保育料が変更になる場合がありますので、保育課に申し出てください(変更は申し出があった翌月から)。
就労先を変更したが、保育が必要な状況は変わらない場合	「就労証明書」を提出してください。
承諾期間を満了したが、引き続き同じ理由で入園が必要な場合(看護が続いている場合等	継続している理由がわかる書類(診断書等)を提出してください。
就労予定であったが、就労を開始した場合	「教育・保育給付認定申請書」と「就労証明書」を提出してください。
外勤等で入園しているが、母親が出産を控え、産前産後も保育を必要とする場合(育児休業を取得する場合)	産前産後各8週間(多胎妊娠の場合は産前14週)を保育が必要な状況としてこども園への継続在園が可能です。 「就労外申立書」(提出の際、母子健康手帳又は出産(予定)証明書の提示が必要です)を提出してください。 ※その後、育児休業を取得する場合は、育児休業の通知の写しを提出してください。

■子育て支援センターのご案内

岡崎市総合子育て支援センター

●場　所　岡崎市八帖北町4番地9（城北保育園3階）
●電　話　0564－26－0706
●開 設 日　月～土曜日　午前9時30分～午後4時
（祝日を除く）

育児相談等電話受付（すくすくテレホン）
月～土曜日（祝日を除く）
午前9時～午後4時

●事業内容

利用者支援事業・育児相談
すくすくテレホン（電話相談）、来所相談、手紙・FAX相談、出張相談（地域交流センター） ・育児や就園について保育コンシェルジュ等が相談を受けています。

情報の提供	子育て講座の開催
子育て情報紙「すくすく」毎月発行 配布場所：各子育て支援センター・市役所 保健所・市民センター・りぶら他	詳しくは、子育て情報紙「すくすく」又は 岡崎市ホームページで（「すくすく」で検索） お知らせします。

サークル育成・支援	子育て人材バンク
友だち作りをしたい！悩みを聞いてほしい！ おしゃべりを楽しみたい！そんなお母さんたちが 集まって“サークル”を作っています。 関心のあるかたはご連絡ください。	絵本の読み聞かせ、人形劇、手遊び等の子育てに 関する技能や知識を活かしたいかたはご登録くだ さい。派遣が必要な場合もお問合せください。

申込みが不要の催しもありますので、ぜひ遊びに来てください。

初めてママのためのひろば	詳細は総合子育て支援センターまで お問合せください。 ℡26－0706
パパのためのひろば	

地区子育て支援センター

●事業案内

地域で安心して子育てができるよう、気軽に集い一緒に遊びながら交流できる場です。

各地区子育て支援センターには専用のプレイルームがあり、園庭の一部（各地区子育て支援センターで異なる）で遊ぶことができます。

また、「初めてママのためのひろば」やミニ講座を実施しています。

利用方法等詳細は、各実施園にお問合せください。

●開設日

月～金曜日（祝日を除く）

相談受付：午前9時～午後3時30分

●実施園情報

実施園	住　所	TEL	遊びの実施日	プレイルーム利用時間
岩松保育園	奥殿町字根屋敷11	45－1488	月・火・木	午前9時30分～午後2時30分
六ツ美中保育園	下青野町字祐知35	43－0841	月・水・金	
竜谷保育園	竜泉寺町字笹口5	52－5455	月・火・木	
島坂保育園	島坂町字川田54	31－6766	月・水・金	
豊富保育園	樫山町字西原98－2	82－4888	月・水・金	

◇お問合せ先

岡崎市こども部　保育課

福祉会館３階

TEL.0564-23-6144　FAX.0564-23-6540